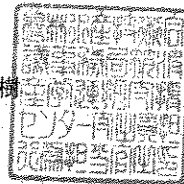


入札公告

農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターにおいて、下記のとおり一般競争入札に付します。

平成30年 1月19日

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局
筑波産学連携支援センター長 島津 久樹



1 競争入札に付する事項

- (1) 業務名 筑波産学連携支援センター電気・機械設備等運転保守管理業務
- (2) 業務の概要 入札説明書のとおり
- (3) 履行期間 平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日
- (4) 履行場所 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成28・29・30年度農林水産省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」(建物管理等各種保守管理)で「A」の等級に格付けされている者であること。
- (4) 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 次の基準を満たす実績を有すること。
 - (ア) 一敷地内に存在する建物の延べ床面積の合計が40,000㎡以上の施設における設備等の運転保守管理について、過去5年間に2年以上の実績を有すること。
 - (イ) 6万ボルト以上の特別高圧受変電設備と高圧受変電設備(二次変電設備)が8箇所以上の群管理を有する施設の運転保守管理について過去5年間に2年以上の実績を有すること。
 - (ウ) 上記(ア)(イ)の業務を元請けとして業務が完了していること。
- (6) つくば市又はつくば市に隣接する市町村に、本社、支社又は営業所等の事務所を2年以上有し、緊急時には速やかに技術者を手配できる体制を整えていること。
- (7) 入札説明会に参加した者であること。
- (8) 4に示す書類を提出できる者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒305-8601 茨城県つくば市観音台2-1-9
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター 総務課用度係
電話番号 029-838-7221
- (2) 入札説明書の交付方法
上記3(1)の交付場所において1月19日(金)9時から2月8日(木)14時までの間に交付する。
なお、本件入札のために配布した入札説明書等は、入札執行までに返却するものとする。
- (3) 入札説明の日時及び場所
平成30年 2月 8日(木) 14時～
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター 3階 入札室
- (4) 入札、開札の日時及び場所
平成30年 3月 1日(木) 10時30分～
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター 3階 入札室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 競争参加資格を有することを証明する書類の提出
本入札参加希望者は、上記2及び仕様書に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次の①から③に従い、入札参加申請書に必要な書類を添えて提出し、支出負担行為担当官の確認を受けなければならない。
なお、期限までに資料を提出しない者並びに支出負担行為担当官の定める資格を有していると認められない者は本入札に参加することができない。
 - ①資料の提出期限 平成30年2月22日(木) 12時00分まで
 - ②提出部数 2部
 - ③その他注意事項 1)資料の提出は、提出場所へ持参又は郵送とし、電送によるものは受け付けない。
2)提出書類の作成に要した費用については、すべて競争参加者が負担するものとする。
- (4) 結果通知 資格がないと認められた者については、2月27日(火)17時までにFAXにて通知する。
- (4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出する入札書、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 本公告に示した調達内容を完全に履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であつて、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうちから、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者を決定することがある。
- (7) その他 詳細は入札説明書による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第2号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当センターのホームページ(<http://sto.affrc.go.jp/chotatsu/kanren/kouki>)をご覧ください。